

○飯塚市公金口座振替収納事務取扱要綱

平成27年3月16日

飯塚市告示第81号

改正 H27-105、H27-439

(趣旨)

第1条 この告示は、市民税その他の市の歳入に係る口座振替及び自動払込み(以下「口座振替」という。)による収納事務(以下「収納事務」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象種目)

第2条 口座振替により収納する市の歳入(以下「納付金」という。)及びその振替日は、別表のとおりとする。

(取扱機関)

第3条 収納事務を取り扱う機関は、指定金融機関及び収納代理金融機関(以下「取扱機関」という。)とする。

(H27-105一改)

(対象者)

第4条 口座振替を利用できる者は、取扱機関に預金口座を設けている納付金の納入義務者(以下「納入義務者」という。)又は口座名義人の承諾を得て当該預金口座を使用できる納入義務者で、当該取扱機関の承諾を得たものとする。

(指定口座)

第5条 口座振替は、納入義務者が普通預金口座、当座預金口座、納税準備預金口座及び通常貯金口座のうちから指定した預金口座(以下「指定口座」という。)で行う。ただし、納税準備預金口座及び通常貯金口座は、市長が指定する納付金に限るものとする。

(申込手続)

第6条 口座振替を希望する者は、口座振替依頼書・自動払込利用申込書(以下「振替申込書」という。)又はペイジー口座振替受付サービス(市と金融機関を共同のネットワークで結び口座振替契約の受付を窓口に設置した端末で行うサービスを行い、以下「ペイジー振替」という。)により、口座振替により納入する納付金を指定して、直接又は市長を経由して取扱機関に申し込むものとする。ただし、ペイジー振替については、市長が指定する納付金に限るものとする。

2 取扱機関が口座振替の申込みを受けたときは、振替申込書の記載内容を確認し、本人控及び市控に受付印を押印し、本人控を申込者に交付するとともに、市控を

速やかに市長に送付するものとする。

- 3 前項の場合において、市長は、その内容を確認し、必要事項を登録するものとする。
- 4 市長が口座振替の申込みを受けたときは、振替申込書の記載内容を確認し、本人控及び市控に受付印を押印し、本人控を申込者に交付するとともに、金融機関控及び市控を速やかに当該取扱機関に送付するものとする。
- 5 前項の場合において、取扱機関は、振替申込書の記載内容を確認し、市控に受付印を押印し、市長に返送するものとする。
- 6 第3項の規定は、前項の場合において準用する。
- 7 第1項から前項までの規定は、口座振替の中止及び変更の申込みの場合において準用する。ただし、市長が中止の申込みを受けた場合においては、金融機関控及び市控の当該取扱機関への送付は行わないものとする。
- 8 ペイジー振替を希望し、又は変更する納入義務者は、市長が指定する端末により申し込むものとする。
- 9 前項の規定により申込手続を行う納入義務者は、口座振替契約受付票に必要事項を記入して市長に提出しなければならない。

(口座振替の開始時期)

第7条 口座振替は、前条第2項若しくは第5項による市控の送付を受けた月の翌月又は前条第8項による申込みをした翌月(市長が指定する納付金(以下「特定振替種目」という。))については、翌々月)以降に納期の到来する納付金から収納を行うものとする。ただし、特別な事情がある場合は、市長が定める納期から行うことができる。

(口座振替の継続取扱)

第8条 口座振替は、原則として毎年度継続して取り扱うものとする。

- 2 市長は、口座振替を中止しようとするときは、その旨を当該納入義務者及び当該取扱機関に通知するものとする。

(振替依頼書等の送付)

第9条 市長は、取扱機関に口座振替依頼書(以下「振替依頼書」という。)を振替日の4営業日前までに到達するように送付するものとする。

- 2 振替依頼書の送付は、振替依頼の内容を記録した電磁的記録(以下「電子データ」という。)のインターネットによる伝送に代えることができる。

(H27-439一改)

(口座振替の納付方法)

第10条 口座振替の納付方法は、各納期振替、隔月振替又は毎月振替の方法によるものとする。

(振替納付手続)

第11条 取扱機関は、振替依頼書又は電子データに基づき振替日に指定口座からの払出しを行い、指定金融機関の市預金口座(郵便貯金銀行については、市の郵便振替口座)に入金するものとする。

2 郵便貯金銀行を除く取扱機関での振替処理の記録(振替不能分の理由を付した記録を含む。)の市長への送付は、次のとおり行うものとする。

(1) 振替依頼書に係る振替処理 振替日後2営業日以内に口座振替の記録を記載した納入済通知書を送付すること。

(2) インターネット伝送に係る振替処理 振替日後3営業日以内に電子データとして指定金融機関を経由して、インターネットにより伝送すること。

3 郵便貯金銀行での振替処理の記録(振替不能分の理由を付した記録を含む。)の市長への送付は、振替日後2営業日以内に電子データとしてインターネットにより伝送するものとする。

(H27-439全改)

(領収済通知書)

第12条 市長は、領収書に代えて口座振替領収済通知書を当該納入義務者又は指定口座名義人に送付するものとする。

(振替不能分の取扱)

第13条 市長は、取扱機関から振替不能の通知を受けたものについて、納入義務者に納入通知書を送付するものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(振替納付停止)

第14条 市長は、納入義務者が次の各号のいずれかに該当するときは、口座振替を停止できるものとする。

(1) 指定口座が既に解約されているとき。

(2) 残高不足による振替不能が相当期間続くとき。

(3) 3年以上、口座振替の実績がないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、停止を相当と認めるとき。

2 前項の規定により停止する場合は、市長は、必要に応じて当該取扱機関及び当該納入義務者にその旨を通知するものとする。

(協定書)

第15条 市長は、収納事務の実施に当たり、指定金融機関との間で、申込手続、振替請求の通知、振替納付手続、振替結果の通知その他必要な事項について協定を締結するものとする。

2 指定金融機関は、収納代理金融機関との間で、前項の協定に基づく収納事務の実施に係る契約を締結するものとする。

3 前項の契約は、市長と収納代理金融機関との間で締結した契約とみなす。

(個人情報保護)

第16条 取扱機関は、収納事務の実施により知り得た個人情報を外部に漏らしてはならない。

(振替日等の変更)

第17条 第2条に規定する振替日、第9条に規定する振替依頼書の送付期限並びに第11条に規定する口座振替及び自動払込の記録の送付期限について、市長は、これらを取扱機関と協議して変更することができるものとする。

(委任)

第18条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、会計管理者が取扱機関と協議して定めるものとする。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成26年3月1日から適用する。

附 則(平成27年3月31日 告示第105号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月3日 告示第439号)

この告示は、告示の日から施行し、平成27年11月17日から適用する。

別表(第2条関係)

(H27-105一改)

納付金名	振替日
(1) 市民税(地方税法(昭和25年法律第226号)第41条第1項の規定により、個人の市民税と併せて徴収する個人の県民税を含めたものをいい、個人市民税の普通徴収分に限る。)	納期限の日
(2) 固定資産税	
(3) 軽自動車税	
(4) 国民健康保険税(普通徴収分に限る。)	
(5) 介護保険料(普通徴収分に限る。)	
(6) 後期高齢者医療保険料(普通徴収分に限る。)	
(7) 給食費	

(8) 道路占用料 (9) 法定外公共物占用料 (10) 準用河川占用料 (11) 行政財産使用料(飯塚市行政財産使用料条例(平成18年飯塚市条例第54号)による使用料に限る。)のうち会計管理者が定めるもの (12) 奨学資金貸付償還金	
(13) 市営住宅使用料 (14) 市営住宅駐車場使用料 (15) 保育料 (16) 幼稚園授業料 (17) 児童クラブ利用料(延長利用料を含む。) (18) 住宅新築資金等貸付償還金 (19) 住宅改良等資金貸付償還金 (20) し尿処理手数料	毎月末日

備考 振替日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日とする。ただし、12月については、その月の金融機関の最終営業日とする。